

経済活性化に向けた税制抜本改革のあり方について（第一次提言）

2002年5月24日

社団法人 経済同友会

はじめに

日本経済は、90年代以降の長期的な低迷からの脱却を果たしていない。累積赤字と既得権益により肥大化・硬直化したわが国の財政は、経済活性化のための機能を果たし得ず、長きに渡って超低金利政策を続けている金融政策も、金融仲介機能の麻痺によりその役割を担うことができない。

90年代日本経済の惨憺たる実績は、従来の制度を前提とした利害調整型政策の有効性が失われたことを示しており、今こそ、新しい世紀に相応しい持続可能な経済システムを構築することが求められている。すなわち小さいけれども国民に不可欠なサービスを効率的に提供する政府のもとでの、民間主体の活力ある経済社会を将来世代に残すことが、我々現役世代の責務であると言ってもよい。

そして、その大きな柱となるのが、従来ややもすれば、一種の隠れた補助金政策として、既得権益により無原則に歪められてきた税制の抜本的改革であることは論をまたない。さいわい、経済財政諮問会議を中心に、従来型の利害調整を超えた、新たな経済システム構築の柱として税制をどう改革するかという議論が、ようやく高まりつつある。

活力ある持続可能な経済社会は国民全員で支えていかなばならず、経済活動をでき得る限り歪めることなく、広く薄く負担する税制が求められる。現在の経済状況のもと、緊急を要する改革を行うにあたっては、将来のあるべき税制を念頭に置いた、長期的展望のもとでの改革でなければならない。以下、本提言（第一次提言）では、新しい世紀に相応しい税制を念頭に置いた、本年度内に緊急に措置すべき改革項目について提言することとする。

税制改革における基本的な考え方

我々は、将来の日本の姿として、地方を含めた「小さな政府」を実現して、公共サービスについて国民全員で考え、負担し、応分の利益を享受できる経済社会、選択と挑戦の機会が豊かで世界に開かれた経済社会、そして、信頼できるセーフティネットを備えた経済社会を目指してきた。そうした将来を見据えた税制の基本的な考え方を以下に示す。

1. 税制改革の大前提として、徹底した歳出削減を

財政が硬直化している現在、プライマリーバランスの回復を軌道にのせつつ、経済活性化に向けた「減税」を伴う税制改革を行うためには、増税により狭い観点での「税収中立」を図るのではなく、まず、徹底した歳出の削減が不可欠である。また、非効率な支出、不公正な支出について、国民の財政に対する不信感が高いことは周知のとおりである。これに対して、政府が国民に対して財政についての説明責任を負える制度をつくり、国民の財政に対する信頼を回復することが必要と考える。

2. リスクへの挑戦を妨げない税制に

長期化するデフレ経済のもとで、企業も個人もリスクへの挑戦に消極的になっているが、リスクへの挑戦なしに経済の発展、成長はない。税制改革を検討する上でも、企業や個人が自らのリスクで行う「挑戦」を妨げず、その成果を正当に享受し、また、挑戦に敗れても再起を可能にする税制の確立が必要である。

3. グローバルな競争力の基盤となる税制を

グローバル化した経済のもとでは、他の先進諸国に比して遜色のない事業基盤の整備が重要となる。具体的には、金融資本市場のインフラ整備、経済法制の整備、規制撤廃、そして特に法人税制において、グローバルな水準を意識した制度整備等が必要である。

4. 資産の有効活用を促す税制への転換

バブル崩壊に始まった資産デフレが、企業のバランスシート調整を通じた投資需要減退と、個人資産の退蔵を引き起こしている現状においては、資産の価格下落リスクを税制面でカバーし、個人、企業のリスク資産の取得及び再投資を活発化させる必要がある。

5. 長期的に持続可能な地方財政と社会保障制度に

社会保障制度については、負担と給付のバランス、世代間の公平、現状での国費負担水準、必要最低限の社会保障水準（ナショナルミニマム）等の観点から、社会保険制度の中で維持するものと、税とすべきものを白紙から見直す必要がある。

また、地方財政については、税財源の移転を図りながら、国庫補助負担金及び地方交付税交付金の削減と配分を抜本的に見直すべきである。財源となる地方課税については、付加価値を課税ベースとし、地方消費税を基幹税として拡充する方向で検討する必要がある。

6. 国民全体に「分かりやすい」税制へ

広く国民が税制の議論に参加することで、「国家社会のコストを国民全員が共同で負担する」という納税者意識を醸成する必要がある。そのためには、国民に分かりやすいシンプルな税制の構築とともに、納税者番号制度を導入することで透明性を高め、納得のいく納税制度を確立して国民の税制への信頼を高める必要がある。

緊急（今年度内）に措置されるべき個別税制改革項目

我々が求める日本の経済社会の姿、そしてこれを実現するための税制改革における基本的な課題認識を踏まえ、まず第1段階として措置すべき税制改革項目を以下に提言する。（ は、特に重点的に取り組むべきと考える項目）

1. 徹底した歳出削減

中央・地方を通じた行政全般の効率化と公共事業の徹底した見直しを図る。具体的には、2002年度で終了する9件の長期計画について、2003年度以降の抜本の見直し、もしくは廃止を検討し、公共事業予算の縮減を行う。

あわせて、予算執行に対する国民の信頼を確保するために、米国議会会計検査院（General Accounting Office, GAO）に習い、国会に日本版GAOを創設し、予算効率性及び経済性に関する厳格な検査・監督体制を整備する。

2. 特定財源の見直し

特定財源については、財政を硬直化させ資源配分を歪め、かつ公共事業の投資効率及び投資効果を低下させるという基本認識に立脚し、負担水準と用途の見直しを図る必要がある。

3. 企業活動に活力と国際競争力を与える法人税制

企業活動の国際競争が厳しさを増す中で、主要先進国のみならず東アジア各国も含めて、法人税率の引き下げ競争が展開されつつある。わが国は、国家としての競争力を維持するため、事業基盤整備の一環として法人減税に取り組む必要がある。

法人実効税率を40.87%から35%程度まで引き下げる。

租税特別措置はすべて白紙に戻し、真に必要な措置のみを改めて講じることを通じて、課税ベースを拡大する。

応益性の観点から、すべての法人が社会のコストを負担する体制を構築するために、赤字法人課税を強化する。具体的には、法人住民税の均等割を倍増する。

「使える連結納税制度」を目指し、連結付加税を早期に撤廃する。

欠損金の繰越控除期間の延長（20 年以上）繰戻し還付の適用再開と期間延長（3 年以上）を行う。

減価償却制度の簡素化・期間の短縮を図るとともに、加速度償却及び投資税額控除等の時限的な導入による投資促進を図る。

研究開発促進税制について、増加試験研究費の税額控除を拡充するとともに、総額の一定割合を税額控除する仕組みを創設し、選択適用とする。

確定拠出型年金拠出限度額を引き上げる。

エンジェル税制については、適用要件を大幅に緩和する。

NPO等に対する寄付金控除制度についても、適用要件を大幅に緩和する。

4. ライフスタイルの多様化に適応した個人所得課税

所得税、住民税の税率を引き下げ、累進構造をフラット化する。

女性の社会進出などライフスタイルの多様化に中立な税制とするため、配偶者控除と配偶者特別控除を廃止する。

これによる増税を回避するために、二分二乗方式による夫婦合算課税制度を導入する。

老人マル優制度を廃止する。

5. 世代間の資産移転の促進

高齢者層の資産の若年層への移転を促進するため、相続税に適用される控除を、必要な時に贈与に関しても分割して適用できるものとする。

6. 消費税の制度整備

今後、高齢化が益々進展することにより増大する社会保障支出への対応や、地方財政の自立という問題を解決するためには、消費税率の引き上げは避けられない。そのためには、いわゆる益税や消費税滞納の問題等を解消するために徴税制度を整備して、消費税への信頼を高めることが不可欠である。

免税点、簡易課税制度を見直す。

インボイス方式を導入する。

7. 資産課税における取引阻害要因の見直し

金融証券税制

有価証券の譲渡損失については、長期の繰越控除を可能とする。同時に、株式投信に対しても繰越控除を認める。

有価証券の譲渡損益について、他の金融商品の譲渡損益との通算を可能とする。受取配当金については、利子所得と同様 20%の源泉徴収で原則的に課税関係が終了する制度とし、法人間の受取配当については、全額益金不算入とする。

不動産関連税制

特別土地保有税、不動産取得税を廃止すると同時に、登録免許税を手数料相当額に見直す。

固定資産税と都市計画税を一本化し、同時に負担を軽減する。

住宅借入金に係る利子の所得控除制度を創設し、税額控除制度との選択適用を認める。あわせて、住宅借入金等に係る税額控除制度の拡充を図る。

居住用不動産の譲渡損失に係る繰越控除期間を延長し、繰戻し還付制度を創設する。

土地譲渡益課税の負担を軽減する。

おわりに

以上、抜本的税制改革のプロセスの中で、特に本年度内に措置されるべき「緊急措置項目」について提言したが、これらが小泉総理の確固たる意志とリーダーシップにより断行されることを、切に期待する。

経済の主役は民間であり、企業や個人の自主的な活動が基本である。これらの経済活性化策が最大限効果を発揮するよう、努めていきたい。

以上